

新

第一章 総 則

（規則の適用）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条第一項、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち第二十四条の五第四項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により大蔵大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間貸借対照表及び中間損益計算書（以下「中間財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、第一章から第三章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）第八十三条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第三条 中間財務諸表は、事業年度を構成する中間会計期間に係る有用な会計情報を表示するものでなければならない。

2・3 （略）

旧

第一章 総 則

（規則の適用）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条第一項、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち第二十四条の五第四項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により大蔵大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間貸借対照表及び中間損益計算書（以下「中間財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、第一章から第三章までに定めるところによるものとする。

（新設）

第三条 中間財務諸表は、事業年度を構成する中間会計期間に係る有用な会計情報を表示するものでなければならない。この場合において、中間財務諸表作成のための会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められるものでなければならない。

2・3 （略）